

高浜市公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託

公募型プロポーザル募集要領

令和5年6月

市民部経済環境グループ

高浜市公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託

公募型プロポーザル募集要領

1. 業務名称

高浜市公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託

2. 目的

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地域脱炭素ロードマップにおいて、2030年に設置可能な自治体の建築物等の約50%に、2040年には100%に、太陽光発電設備を導入する目標が掲げられている。

本市においても、地域脱炭素ロードマップに沿い、公共施設への太陽光発電設備の導入を推進することを目的に、各施設の導入可能性調査を実施する。

調査の実施にあたっては、専門的な知識があるものを公募型プロポーザルにより選考し、契約者を選定した上で業務委託を行うものとする。

3. 業務内容

別添「高浜市公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された参加者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

4. 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年1月10日（水）まで

5. 見積限度額

19,657,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 参加資格要件

参加者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 高浜市の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 高浜市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 高浜市の入札停止期間中でないこと。なお、公示日から契約候補者として決定を受けた前日まで指名停止措置を受けた場合は資格を失うものとする。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立てをしてい

ないこと。また、民事再生法（平成11年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

(6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 過去5年間に国又は地方公共団体が発注した同種又は類似業務の実績があること。

7. スケジュール

項目	日程
公募及び質問受付開始	令和5年6月1日（木）
質問受付締切	令和5年6月8日（木）午後5時（必着）
質問回答	令和5年6月13日（火）
参加表明書類の提出期限	令和5年6月15日（木）午後5時（必着）
参加資格確認結果の通知	令和5年6月16日（金）
企画提案書類の提出期限	令和5年6月23日（金）午後5時（必着）
審査（プレゼンテーション）	令和5年6月30日（金）予定
審査結果の通知	令和5年7月上旬 予定
契約の諸条件の詳細協議	令和5年7月上旬 予定
契約	令和5年7月上旬 予定

8. 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて不明な点がある場合は、質問書（様式第7）に質問内容を記入し、下記のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

令和5年6月8日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法

電子メールで担当事務局まで送付すること。件名は「高浜市公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託に関する質問」とし、電話で受信確認を行うこととする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年6月13日（火）までに本市ホームページ上にて公表する。なお、質問者の名称は公開しないものとする。

9. 参加表明書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、下記書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

①プロポーザル参加表明書（様式第1）

②参加資格審査調書（様式第2）

- ③会社概要（様式第3）
- ④業務実績調書（様式第4）
- ⑤業務執行体制及び担当者調書（様式第5）
- (2) 提出期限
令和5年6月15日（木）午後5時（必着）
- (3) 提出方法
原本を持参又は郵送で担当事務局に提出すること。
- (4) 確認結果
提出された参加表明書類についてその内容を確認し、確認結果を参加資格確認結果通知書（様式第6）により令和5年6月16日（金）までに電子メールにて通知するものとする。

10. 企画提案書類の提出

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書表紙（様式第8）
 - ②企画提案書（任意様式）
 - ③見積書及び見積内訳書（任意様式）
- (2) 企画提案書作成要領
 - ・仕様書の「業務委託の内容」に掲げる各事項（4-1～4-4）について、具体的な提案をするとともに業務スケジュールを記載すること。
 - ・できる限り平易な表現（図表などを含む。）で作成すること。
 - ・提案書の内容に事業者が特定される名称は記載しないこと。
 - ・環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の実施要領、公募要領、QA等を熟覧し、要件等に準拠した提案とすること。
 - ・その他、仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、本業務の成果が最大限になるよう企画の提案に努めること。
- (3) 提出期限
令和5年6月23日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出方法
原本等を持参又は郵送で担当事務局に提出すること。
- (5) 提出部数
 - ・企画提案書表紙 正本1部（社名・社印有）
 - ・企画提案書 正本1部、副本7部（複写可）（社名・社印無）
 - ・見積書及び見積内訳書 正本1部（社名・社印有）

1 1. プレゼンテーション

(1) 日時

令和5年6月30日（金）（予定）各事業者の時間等詳細は別途通知

(2) 場所

高浜市役所3階 会議室1（控室は会議室3）

(3) 実施方法

企画提案内容に関するプレゼンテーション（20分）、質疑応答（10分）

(4) 注意事項

- ・プレゼンテーションは事業者ごとに行い、非公開とする。
- ・パソコンを使用する場合は、事業者が持参すること。（スクリーン、プロジェクター、電源、配線は担当事務局が準備します）
- ・プレゼンテーションで使用する資料は提出済みの企画提案書等を基本とする。別途PowerPoint等で作成した資料を用いて説明することも可能とするが、提出済みの企画提案書等の内容に即して作成すること。

1 2. 審査及び選定等

本要領に定める事項を満たした事業者について、高浜市公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託事業者選定委員会において企画提案書等の審査を行い、業務の内容に最も適すると認められる事業者を決定する。

(1) 選定委員会の構成

委員長 副市長
副委員長 市民部長
委員 教育長
委員 こども未来部長
委員 経済環境グループリーダー

(2) 審査・選定方法及び選定結果

- ・審査方法は、高浜市公共施設太陽光発電設備導入調査業務プロポーザル評価基準表（別表1）に基づく評価点により行う。
- ・評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出し、最も高い評価点を獲得した事業者を契約候補者とする。
- ・最も高い評価点の事業者が複数いた場合は、選定委員会の議決により契約候補者を選定する。
- ・選定結果については、全ての事業者（辞退者は除く）に対してプロポーザル審査結果通知書（様式第9）にて個別に文書で通知する。
- ・審査の経緯及び内容に関しての問い合わせ及び、審査結果に対する異議申し立ては受け付けられないものとする。

(4) 選定後の手続き

担当事務局と契約候補者は、発注業務の仕様書について企画提案書を元に協議し、その内容を決定する。その後、担当事務局は仕様書の内容を確定し、発注の準備が整った段階で、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約により締結する。契約金額は、協議結果に基づく仕様書により改めて見積りを徴収し決定する。ただし、5. 見積限度額で示す金額を超えることはできないものとする。

なお、契約候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合、次点の契約候補者との協議を行う。

13. 失効及び無効

以下のいずれかに該当する場合は、選定の前後を問わず失格とする。なお、内容によっては、指名停止措置を行うことがある。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- (2) 提案額が見積限度額を超えている場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

14. その他

- (1) 企画提案書類は1事業者につき1提案とする。
- (2) 参加表明書類及び企画提案書類の作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う一切の経費は、すべて事業者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書類及び企画提案書類は返却しない。
- (4) 理由を問わず、参加表明書類及び企画提案書類の提出期限の延長は行わない。
- (5) 期限までに企画提案書類の提出がない場合は参加を辞退したものとみなす。
- (6) 参加を辞退する場合は参加辞退届（様式第10）を提出すること。
- (7) 本プロポーザルに関して提出された書類については、本業務の目的以外には使用しない。

15. 問合せ先（担当事務局）

愛知県高浜市市民部経済環境グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

TEL：0566-52-1111（内線281） FAX：0566-52-1110

E-mail：keizaikankyo@city.takahama.lg.jp